

## パブリックコメントの結果公表

- ・ 政策等の名称

成田市地域防災計画の修正（素案）

- ・ 意見等の募集期間

令和3年1月15日から令和3年2月15日

- ・ 意見等の件数

19件（4人）

- ・ 担当課

危機管理課（20-1523）

○成田市地域防災計画の修正（素案）についての意見と市の考え方

No.	項目	提出された意見の趣旨	市の考え
1	全体	<p>当該計画には、その目的や策定にあたっての前提条件的なことは記載されていますが、肝心の計画自体は非常にあいまいな記述になっています。5W1H がほとんど記載されていません。これでは実行に移せないばかりか、その実施状況や進捗を評価できません。何を目標に、誰がいつまでに何をするのかくらいは、明確にしてほしいです。それとも、これらの記述は別な資料にあるのでしょうか？あるなら、それも開示していただかないとコメントは難しいです。</p>	<p>本計画は地域に係る災害対策を実施する際の市、県、指定地方行政機関、自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体が処理すべき事務又は業務の大綱を定めるものであります。なお、共通編 第1章 総則 第1節 計画の目的及び構成 1 計画の目的及び位置づけ（P 共-1、2）にも記載のとおり、本計画に規定する対策を効果的に実施するための具体的な活動要領を記載した各種マニュアル等を位置づけておりますが、あくまで今回は本計画の修正案に関して、ご意見を求めさせていただいたものとなりますので、ご理解いただきたく存じます。</p>
2	<p>P 共-5 共通編 第1章 総則 第2節 計画の基本的な考え方 3 地域防災力の向上</p>	<p>「自助」「共助」を強調している文言である。 高齢所帯や一人暮らしの高齢者は毎年増加している。 コミュニティが崩壊しつつあり、まずは行政が、なぜコミュニティが崩壊しているのかを研究すべきである。原因の多くは高齢者集団によって、地域活動がしたくてもできない。例えばリサイクル活動であり、地域の祭礼による寄付金や役員になった場合の負担が大きい。若い年代を含めて、隣近所の付き合いが煩わしい。 以前自治会役員であったが、コミュニティの組織率が減少傾向になり、市民協働課に相談に行ったところ、個人の意思は尊重すべきで、自治会を脱退するのはやむを得ないとの回答であった。 行政はもっと真剣にコミュニティのあるべき姿を市民に説明すべきである。建前論で「自助」「共助」を計画の文言に入れるのは、どうなのか。</p>	<p>コミュニティのあるべき姿や組織率等については、本計画の対象外となります。しかしながら、地域防災力の向上は防災活動において必要不可欠なものとなりますので、今後も計画どおり強化・推進を図ってまいること、ご理解いただきたく存じます。</p>

No.	項目	提出された意見の趣旨	市の考え
3	P 共-12 共通編 第1章 総則 第3節 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱 6 指定地方公共機関	全日本空輸は成田空港から羽田空港に撤退している。	全日本空輸（株）は、成田空港から撤退していないため、現状の記載のとおりとさせていただきます。
4	P 共-13 共通編 第1章 総則 第3節 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱 7 公共的団体 (8) 病院等医療施設	多額の税金を投入している国際医療福祉大学、及び附属病院は、もっと活用しなくてはならない。 6の指定地方公共機関に入れるべきと考える。	指定地方公共機関とは、地方独立行政法人、公共的施設の管理者及び公益的事業を営む法人で、都道府県知事が防災と密接な関係があると認めて指定するものであります。 医療機関につきましては、共通編 第1章 総則 第3節 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱 7 公共的団体 (8) 病院等医療施設 (P 共-13) にまとめて記載しております。
5	P 共-15 共通編 第1章 総則 第4節 成田市の地勢概要 1 自然環境	内陸の公津地区について、活断層があるのかないのか、調査すべきである。 地震が頻発しているが、成田空港直下型地震M7.3 に対して地盤は大丈夫か？ 橋梁は落下しないか。M5 以上で地割れが起こるが、もっとひどい地震が発生した場合、避難所までの道のりで地割れで通行できなくなるが、そのところの避難誘導を研究する。	今回の修正は、「成田市地域防災計画修正（素案）の概要」にもお示しした件について修正するものであります。いただいたご意見につきましては、今後の防災対策の参考とさせていただきます。
6	P 共-18 共通編 第1章 総則 第4節 成田市の地勢概要 2 社会環境 (1) 人口	成田市の人口減少は続いているが、ウ、外国人登録者数は増加している。 日本語が理解できない、外国人に対する避難誘導が問題である。	共通編 第2章 災害予防計画 第10節 要配慮者の安全確保のための体制整備 2 要配慮者全般に対する対応 (7) 外国人への対応 (P 共-87) 及び災害応急対策編 第1章 震災対策計画 第18節 要配慮者への対応 2 要配慮者への支援 (4) 外国人への支援 (P 震-111) に基づき対応してまいります。

No.	項目	提出された意見の趣旨	市の考え
7	P 共-34～35 共通編 第1章 総則 第5節 計画の前提条件 2 風水害等	<p>2019 年秋には利根川の洪水警報が発令されました。この発令は国交省からの通知に基づくものであり、その根拠となった測定場所は旧佐原市の流域だということを、後日、伺いました。自らが成田市内で観測し、そのデータをもとに発令につなげるのがよいと考えますが、いかがでしょうか？成田市よりかなり下流域にある今の観測地点のデータでも問題はないということなら、その根拠をご教示ください。利根川に限らず、成田市には水害が予想される河川はたくさんありますが、何をもとに警報を出すのが、あいまいです。計画にはその判断基準も明記すべきであり、観測法の整備・見直しも含めて再考願います。</p>	<p>洪水警報は、河川の上流域での大雨や融雪によって下流で生じる増水や氾濫により重大な洪水災害が発生するおそれがあると予想したときに、気象庁が発表するものであり、洪水警報をはじめとする気象警報の発表権限は、本市にはございません。なお、本市が接する利根川に係る洪水警報の発表基準といたしましては、基準水位観測所である横利根（茨城県稲敷市西代）の水位を計測しており、この観測所を指定しているのは、気象庁となっておりますことから、本市独自で変更はできかねますので、ご理解ください。</p> <p>令和元年東日本台風における利根川の洪水警報発表時には、本市におきましても市内全域の利根川浸水想定区域内の住民を対象とし、避難勧告を発令いたしました。この避難勧告につきましては、「避難勧告等に関するガイドライン」に基づき市で定めている避難勧告等発令の判断基準の一つ（指定河川洪水予報により、利根川の横利根水位観測所の水位が氾濫危険水位である 4.40m に到達したと発表された場合）に該当したため、発令に至ったものです。</p> <p>水防警報の発表基準は、災害応急対策編 第2章 風水害等対策計画 第3節 情報の収集・伝達 2 災害情報の収集・伝達（2）水防情報（P 風-6.7）に記載されています。避難勧告の発令基準は、災害応急対策編 第2章 風水害等対策計画 10節 避難対策 1 避難勧告等（1）避難勧告等（P 風-21.22.23.24）に記載されています。</p>

No.	項目	提出された意見の趣旨	市の考え
8	P 共-36 共通編 第1章 総則 第5節 計画の前提条件 2 風水害等	風水害に関する被害の特徴 ✖おおむね50年に1回程度起こる大雨 ○温暖化による気候変動で、毎年起こる大雨	令和2年3月30日に指定された「根木名川に係る洪水浸水想定区域図」に基づく根木名川の溢水の特徴を記載したものでございますので、ご理解いただきたく存じます。  なお、現在の記載は平成19年9月28日に指定された計画規模降雨等による洪水浸水想定区域のものですが、平成27年5月に水防法の一部が改正され、令和2年3月30日に想定される最大規模の降雨を前提とした洪水浸水想定区域を千葉県が指定・公表したため、今後記載データを想定最大規模のものに変更いたします。
9	P 共-37 共通編 第1章 総則 第5節 計画の前提条件 2 風水害等 (3) 防災課題の抽出	ア 風水害 ① 河川整備の推進 利根川を管轄する国との調整は緊急の課題である。 下総大栄地区 時間降雨量100 mm 数日続く線状降雨帯は特に緊急を要する。 河川の堤防高、河床浚渫でも治まらないことを考慮して計画をする。 利根川に流入する根木名川等は水門調整で、早急に検討すべきである。 印旛沼に流入する河川についても然りである。 開発事業の即時撤退、森林はCO2を吸収するだけでなく、降雨に対しても涵養吸収する機能がある。 田んぼは天然のダムである。開発事業は市民の命をも危うくする危険な行為である。 ゼロカーボン宣言をした成田市は、肝に銘じて開発事業から撤退をする事が重要である。	今回の修正は、「成田市地域防災計画修正(素案)の概要」にもお示しした件について修正するものでありますので、ご理解いただきたく存じます。

No.	項目	提出された意見の趣旨	市の考え
		<p>イ 土砂災害</p> <p>今後温暖化で気候変動が起こる可能性が大であり、急傾斜地を控えた住宅は、擁壁ではもたない、思い切って市民の人命尊重で、本気で建物移転を行政は考える必要がある。</p> <p>第6 節減災目標に通じる。</p>	
1 0	<p>P 共-76～78</p> <p>共通編</p> <p>第2章 災害予防計画</p> <p>第8節 避難体制の整備</p> <p>1 避難所等の指定・整備</p>	<p>各地区に避難所運営委員会を組織し、運営マニュアルを元に避難所の開設・運営にあたるのが基本と、私は認識していますが、「避難体制の整備」の中に運営委員会やマニュアル等の記述はありません。なので、運営委員会の位置づけが不明です。運営委は不要との判断なら、早く解散させるべきです。あいまいにしておくといざというときに混乱します。また、運営委を存続させるというなら、市との役割分担を計画の中に明示すべきです。</p>	<p>ご意見のとおり、避難所の運営主体は、避難所運営委員会であり、その旨は共通編 第2章 災害予防計画 第8節 避難体制の整備 3 避難体制の整備 (P 共-79) にも記載されております。また、共通編 第2章 災害予防計画 第1節 防災意識の向上 2 自主防災体制の強化 (4) 避難所運営委員会の活動体制の整備 (P 共-41) には、避難所運営委員会の必要性や活動内容についても記載されております。避難所運営委員会についての詳細な資料としては、本市が別途作成している避難所運営マニュアルもごございます。</p>
1 1	<p>P 共-76～78</p> <p>共通編</p> <p>第2章 災害予防計画</p> <p>第8節 避難体制の整備</p> <p>1 避難所等の指定・整備</p>	<p>避難所の整備項目が明記されていますが、主語があいまいです。すべて「市」が主語と理解しましたが、明確にすべきと思います。</p>	<p>「市」以外の主語が記載されている箇所以外は、基本的に全て「市」が主語とご理解いただきたく存じます。</p>
1 2	<p>P 共-78</p> <p>共通編</p> <p>第2章 災害予防計画</p> <p>第8節 避難体制の整備</p> <p>1 避難所等の整備</p> <p>(5) 避難所の整備</p>	<p>ペットを受け入れてほしい。</p>	<p>災害応急対策編 第1章 震災対策計画 第7節 避難対策 5 避難所の運営 (8) ペット同伴者への対応 (P 震-53) 及び 災害応急対策編 第1章 震災対策計画 第9節 防疫・清掃・廃棄物処理 6 動物対策 (3) ペットへの対応 (P 震-66) に基づき避難所でのペットの受入対応を行います。</p>

No.	項目	提出された意見の趣旨	市の考え
1 3	P 共-97 共通編 第 2 章 災害予防計画 第 12 節 大規模事故対策 7 放射性物質事故対策計画	東海第2 原発事故についてはどうするのか。 避難はどこに逃げたらいいのか。早急に調査研究をする。 ヨード確保	原子力規制委員会が策定した原子力災害対策指針では、原子力発電所からおおむね半径 30km 圏内の範囲について原子力災害対策に係る地域防災計画や避難計画を策定することとされておりますが、本市は、東海第二原発から半径 30km 圏外となることから東海第二原発のみに係る計画は策定しておりません。ただし、本市には医療機関等の放射性同位元素等取扱事業所が立地し、県内には放射性物質を使用している事業所があるほか、ご意見のとおり隣接した茨城県には原子力事業所があるため、人為的ミスや地震、火災等の自然災害などによる放射性物質の漏洩による放射線障害の発生を想定し、災害応急対策編 第 3 章 大規模事故対策計画 第 8 節 放射性物質事故対策計画 (P 大-24) を策定し、対策の方針を定めております。市内に影響のある放射性物質事故が発生した際の避難対策といたしましては、放射線被ばくから住民を防護するために、状況により屋内避難又は避難を呼びかけることとなりますが、市町村や県域を超えての広域的な避難が必要な場合は、県内市町村や県との協議を行い対応してまいります。
1 4	P 共-99 共通編 第 2 章 災害予防計画 第 12 節 大規模事故対策 8 大規模停電事故災害対策計画 (1) 設備・備蓄の整備	指定避難所対策に賛同するとともに、以下の内容を追記することを提案します。  「上記の設備を稼働させるために必要な電源や燃料の確保を図る。また、その際には、エネルギーの多様化に努める。」	災害応急対策編 第 2 章 災害予防計画 第 7 節 防災体制の整備 4 食料、生活必需物資等備蓄体制の整備 (2) 燃料の確保 (P 共-70) において、平常時から燃料を確保するために関係団体との協力体制を構築する旨が記載されております。また、災害応急対策編 第 2 章 災害予防計画 第 8 節 避難体制の整備 1 避難所等の指定・整備 (5) 避難所の整備 (P 共-78) において、避難生活の環境を良好に保つための設備及び必要な電源や燃料の整備に努める旨、そして、灯油、LP ガスなどの非常用燃料の

No.	項目	提出された意見の趣旨	市の考え
			確保にも努める旨の記載もあることから、提出された意見と同様の趣旨のものが既に記載されていると判断いたします。
1 5	P 共-99～101 共通編 第2章 災害予防計画 第12節 大規模事故対策 8 大規模停電事故災害対策計画	停電事故災害の計画が策定されたこと自体は評価します。成田市に限って言えば、19年秋の大停電の原因は樹木倒壊や飛来物による電線切断と認識しています。大規模停電を発生し得るような樹木は、成田市にはあと何カ所・何本残っているのでしょうか？これらを調査しきちんと処理するのが最優先課題と考えます。が、当資料には、市が管理する樹木についての記述しかありません。持ち主に対してどうさせるのか、持ち主が管理放棄した場合はどうするのか、等々を考慮いただき、災害発生リスクを最小化していくような計画にしてほしいです。また樹木の維持管理は、電気や通信のインフラ会社ではなく持ち主の責任だと認識しています。このことが現計画ではあいまいです。	本計画内の大規模停電事故災害対策計画は、大規模停電事故災害対策を推進すべく策定されるものです。大規模停電を発生し得るような樹木を調査し、適正に処理することも重要だと考えますので、共通編 第2章 災害予防計画 第12節 大規模事故対策 8 大規模停電事故災害対策計画 (2) 市管理施設敷地内・街路上の倒木対策 (P 共-99) に、市は、市管理施設敷地内・街路上の倒木を予防するため、倒木の危険性のある樹木を調査し、必要に応じて伐採する旨を記載してございます。また、共通編 第2章 災害予防計画 第12節 大規模事故対策 8 大規模停電事故災害対策計画 (5) 森林所有者等の停電対策 (P 共-101) には、森林所有者等は、倒木による電線の破線を避けるため、枝打ち・間伐・伐採などの適切な管理に努めると、樹木の維持管理は持ち主の責任であることを記載しておりますので、ご理解いただきたく存じます。
1 6	P 共-101 共通編 第2章 災害予防計画	新型コロナ等感染禍での防災計画 最悪の状態を推定し防災計画を練る必要がある。 コロナ禍での、複合災害が発生した場合の防災計画。 厳冬期での避難所、真夏日の避難所、大地震災害での避難所、台風災害時に大地震が発生し、なおコロナ等感染症が蔓延している状況時。コロナ禍で、M <sup>7</sup> 以上大地震が発生し、日本原燃東海第2原発が爆発した場合の避難所は。あらゆる災害を想定した防災計画を練る。	共通編 第1章 総則 第2節 計画の基本的な考え方 2 防災体制の強化 (3) 指定緊急避難場所の選定、指定避難所の開設運営に係る対応の強化 (P 共-4) に記載のとおり、新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえた避難所の防災政策を推進することとしております。なお、災害応急対策編 第1章 震災対策計画 第7節 5 避難所の運営 (P 震-51) に記載しております「新型コロナウイルス感染症対応の手引き」を基に避難所運営を行ってまいります。



No.	項目	提出された意見の趣旨	市の考え
			また、その他の複合災害につきましては、今後の参考とさせていただきます。
1 7	P 共-102 共通編 第3章 災害復旧・復興計画 第1節 住民生活安定のための緊急措置	記載がない。 日頃から、大規模災害地へ研修を兼ねて、災害地への応援支援の為に、各行政部署職員を派遣する事は重要と考える。他の自治体では行っている。	本計画は市民の生命、身体及び財産を災害から守ることを目的として策定されております。また、被災自治体への職員の派遣は、総務省の「被災市区町村応援職員確保システム」及び他自治体との災害時応援協定を通じて実施されるものとなっており、その主眼は被災市区町村を支援するための仕組みや協定となっておりますので、研修を兼ねるという記載は不要と考えます。
1 8	P 震-53 災害応急対策編 第1章 震災対策計画 第7節 避難対策 5 避難所の運営 (5) 避難所における女性への配慮	【追加案】 (1) 避難所のスペース プライバシー：授乳室・男女別休養スペースの設置 要配慮者：単身女性や女性だけの世帯用エリアの設置 女性専用スペース（女性用品の配置）ある トイレ：安全で行きやすい場所に設置 女性トイレに女性用品、防犯ブザー設置 トイレの個室、経路に夜間照明の設置 (2) 避難所の運営体制・ルール 体制：管理責任者に男女双方を配置 運営ルール：避難者による食事づくり、片付け、清掃等の負担が特定の性別や立場の人に偏らない（男女問わずできる人で分担） 女性用品（生理用品や女性下着等）の配布は女性担当者が配布を行う (3) 暴力防止・安全の確保 配偶者からの暴力の被害者等の避難者名簿の作成と情報管理が徹底されている	避難所の運営は、自治会、自主防災組織、避難者、市が派遣する避難所担当職員、施設管理者や施設職員で組織される避難所運営委員会を主体として、関係団体及びボランティア等の協力のもと、避難所の円滑な運営と避難者間の融和を図っていくこととしております。 避難所運営の詳細につきましては、成田市避難所運営マニュアルに基づき対応することになり、女性への配慮も含んだ内容となるよう対応してまいります。 なお、各避難所運営委員会の設立の際におきましても、男女共同参画の視点からの防災・復興の取組指針に基づいた運営を行うよう周知を図っております。

No.	項目	提出された意見の趣旨	市の考え
19	P大-30 災害応急対策編 第3章 大規模事故対策計画	<p>共通編でも述べたが、複合災害時の防災計画を策定する。防災計画に想定外は不可である。</p> <p>成田市に原子力事業所施設がないと言っているが、隣県の茨城県東海第2 原発は再稼働に向けて、一部では契約をしたという。</p> <p>コロナ等新型感染症が、パンデミックでいつ発生するのか不明であるが複合防災計画として計画を策定する。</p>	<p>今回の修正は、「成田市地域防災計画修正（素案）の概要」にもお示しした件について修正するものであります。いただいたご意見については、今後の参考とさせていただきますのでご理解いただきたく存じます。</p>